

航空事故調査報告書（62-5）

正 誤 表

頁・行	誤	正
520006 上から 8行目	まほか	のほか
560002 下から 8行目	エンバス	エバス
560003 上から 6行目	エンバス	エバス
560004 下から 15行目	エンバス	エバス
560006 付図-1	エンバス	エバス
542006 上から 3行目	入角指示灯が迫ってきたので、 これを避けようとしてパワーを 入れたが、同機は若干浮	入角指示灯
542006 上から 4行目	上したのみで、滑走路を逸脱し、 次いで同灯を進入角指示灯灯に 接触して同灯を破損した	に接触して同灯 を破損した

560001

航空事故調査報告書

個人所有

エバンス式VP-1型自作飛行機

富山空港

昭和61年8月17日

昭和62年7月22日

航空事故調査委員会議決

委員長 武田峻

委員 榎本善臣

委員 西村淳

委員 幸尾治朗

委員 東昭

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

個人所有エバンス式VP-1型自作飛行機は、昭和61年8月17日07時10分ごろ、富山空港に着陸滑走中、機首が左へ偏向し倒立して小破した。

同機には、機長のみが搭乗していたが、死傷はなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年8月17日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

560002

昭和61年8月19日～20日 現場調査

1. 2. 3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2. 1 飛行の経過

エックスバス式VP-1型自作飛行機は、昭和61年8月17日富山空港において、初めての試験飛行を実施するため、07時05分に同空港を離陸し、場周を1回(約4分間)飛行した後、滑走路02の進入端から約200メートル中心線から約5メートル左側に接地した。その後同機は、約100メートル滑走した時点で突然機首が左に偏向し始め、機長は右ラダー・ペダルを操作したが左への偏向を修正できず、このままでは滑走路を左へ逸脱すると判断し、強くブレーキを操作したところ、滑走路方位に対し左約90度に向きを変えて前方に倒立して停止した。

2. 2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

2. 3 航空機の損壊に関する情報

2. 3. 1 損壊の程度

小破

2. 3. 2 航空機各部の損壊の状況

プロペラ	破断
エンジン・マフラ	変形

2. 4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

2. 5 乗組員に関する情報

機長 男性 36歳

自家用操縦士技能証明書 第5835号

560003

限定事項

飛行機陸上単発 昭和49年5月28日取得
三等航空整備士技能証明書 第1992号

限定事項

飛行機陸上単発 昭和51年3月27日取得
第2種航空身体検査証明書 第22530254号
有効期限 昭和62年3月20日
総飛行時間 120時間
同機での飛行時間 0時間
地上滑走 約20時間
ジャンプ飛行 32回

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

型式 エンバス式VP-1型
製造 自作
製造年月日 昭和58年10月

2.6.2 エンジン

フォルクス・ワーゲン(空冷・水平4気筒)
排気量 1834cc
最大定格出力 60馬力
燃料 自動車用ハイ・オクタン

2.7 気象に関する情報

富山地方気象台富山空港出張所の07時30分における気象観測値は、次のとおりであった。

視程8キロメートル 風向230度 風速2ノット 雲量5／8積雲
雲高1500フィート 温度25度C

2.8 その他必要な事項

本事故の飛行に関し、航空法第11条第1項ただし書及び第28条第3項の許可は取得されていなかった。

560004

3 事実を認定した理由

3.1 解析

3.1.1 機長は、同機については、不整地でのジャンプ飛行以外に着陸経験がなかったこと、また、同機が尾輪式でありブレーキ(両輪同時作動の手動式)が方向修正に利用できないこと、さらに当時の風が機首の左への偏向を助長するとみられる左背風(風向230度・風速2ノット)であったことなどから、着陸後の操作が適切に実施できず、このため機首の左への偏向を生じたものと推定される。

3.1.2 機長は、同機の機首が左に偏向した時点で、このままでは滑走路を左に逸脱すると判断し、滑走路内で停止させようとして急激なブレーキ操作を実施したため、機体が前方に倒立したものと推定される。

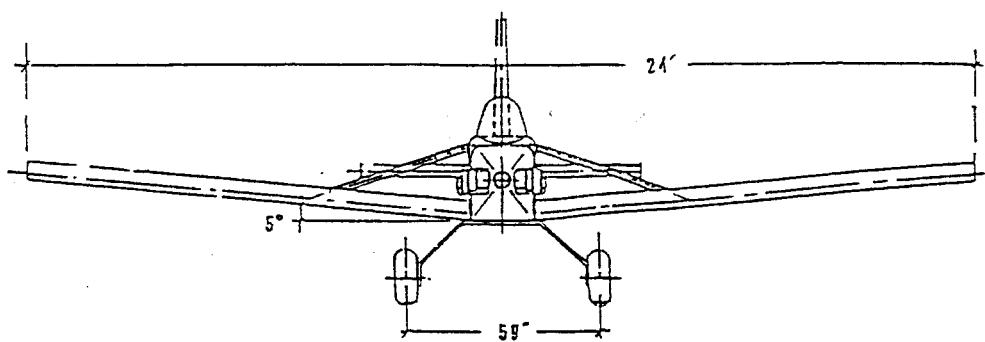
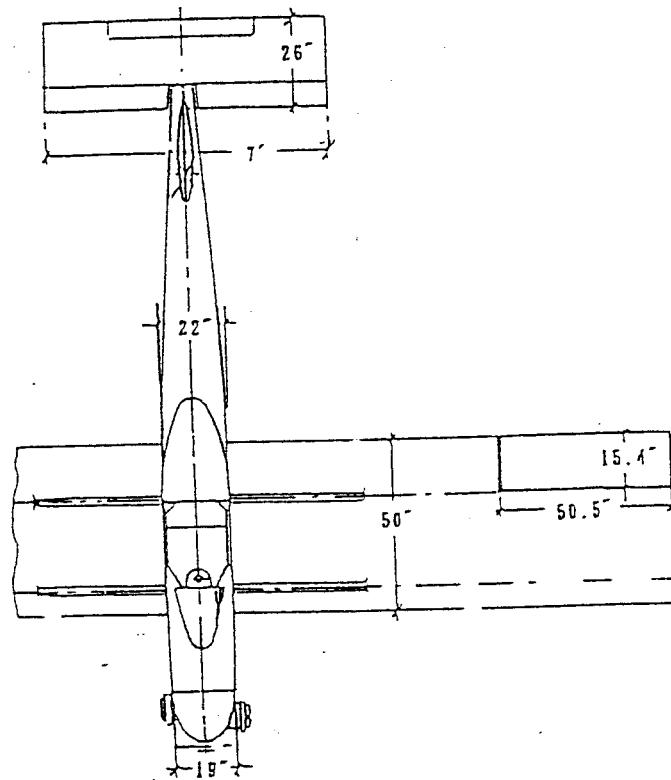
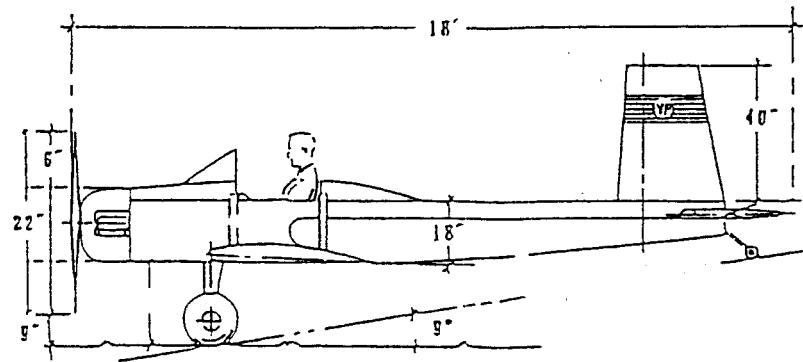
4 原 因

本事故の原因は、着陸滑走中における方向制御に適切さを欠いたことにより機首が左へ偏向し、停止のための急激なブレーキ操作を実施したことによるものと推定される。

560005

エンバス式VP-1型自作飛行機三面図

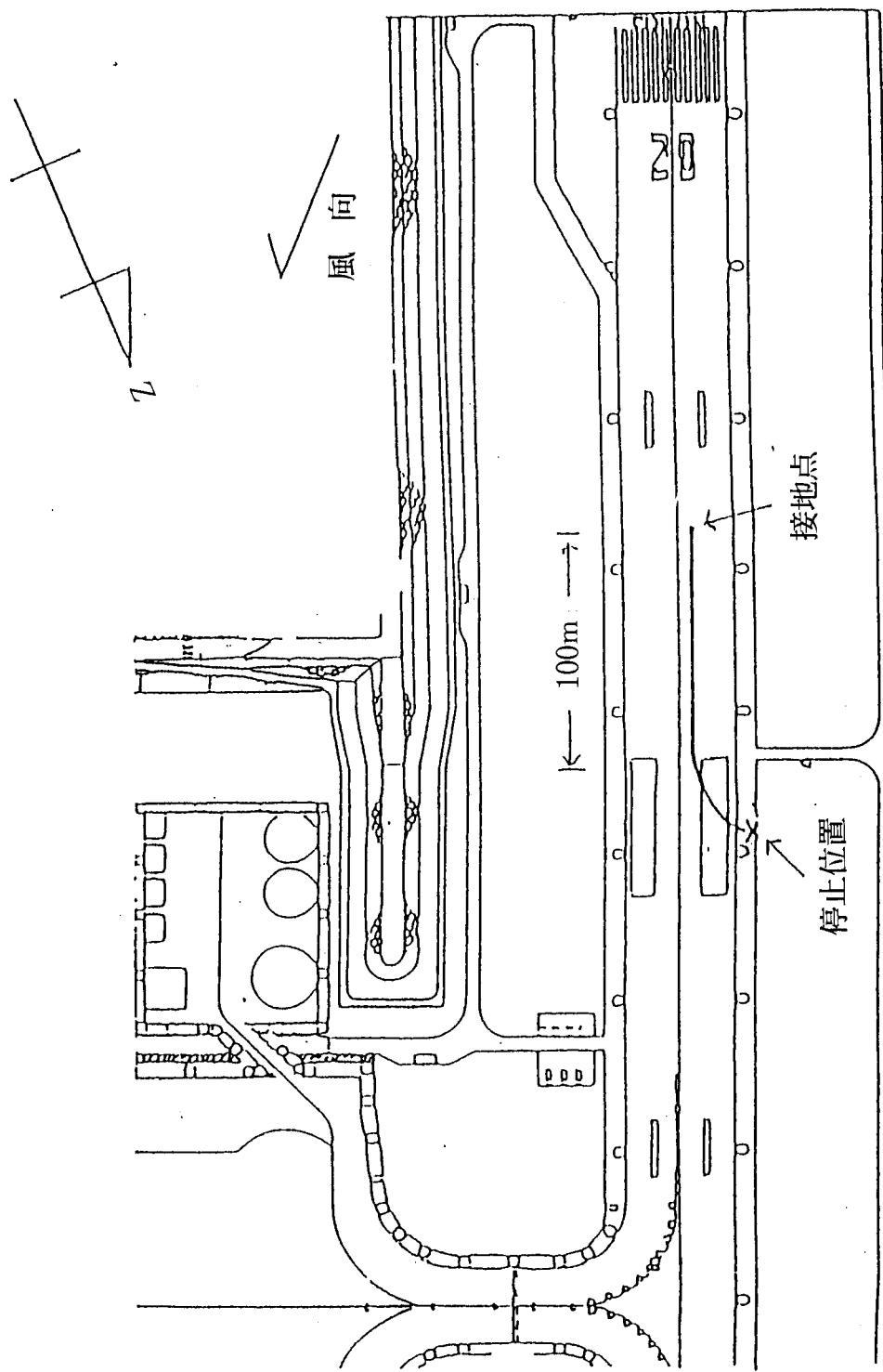
付 図 1



560006

現場見取図

付図2



560007